報告第２４号

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

記

番号	相　手	概　　要	賠　償　金　額 専 決 処 分 日
１	杉並区阿佐谷南 一丁目在住 個人	事故日：令和８年４月２７日 場　所：杉並区阿佐谷南一丁目 ・ごみ集積所から離れた場所に置いてあった、おもちゃ入りのビニル袋２袋を、誤って不燃ごみとして収集・処分した。 （環境部）	５３，４０７円 令和８年７月２２日
２	中央区銀座 八丁目所在 法人	支 払 日：令和８年６月１８日 支払期限：令和８年５月２５日 ・令和８年４月分の区立天沼二丁目公園の電気料金の支払を遅延し、損害を与えた。 （都市整備部）	２円 令和８年９月４日

3	大田区東六郷 三丁目所在 法人	事故日：令和８年５月４日 場　所：杉並区井草五丁目 ・駐車場内で庁有車を運転中、駐車中の相手方車両に接触し、損傷を与えた。 （保健福祉部）	１８０，１１４円 令和８年９月１７日